

2021 年 8 月 26 日

司法試験合格者の増加と合格率の上昇を求める理事長声明

日本組織内弁護士協会
理事長 榊原美紀

1 はじめに

去る 2021 年 2 月 20 日、2020 年度司法試験の結果が発表され、合格者は 1450 人と、新司法試験導入後、初めて 1500 人を割り込んだ。合格者数は 2012 年の 2102 人をピークに年々削減されてきているが、この間、弁護士の需要はむしろ増加の一途を辿っており、東京を中心に、弁護士の供給不足が発生している。加えて、新司法試験導入時に 70%程度を想定していた合格率は、多少改善した 2020 年においても未だ 39.2%にとどまっており、受験資格取得に費やす時間や経済的コストに比して相対的に低い合格率が、学部生の法科大学院離れを引き起こしている。

そこで、現在すでに進行している弁護士供給不足の解消と、法科大学院離れに歯止めをかけることで法曹界に優秀な人材を確保することを目的として、司法試験合格者数を 2000 人程度の水準に戻すと共に、法科大学院定員や予備試験合格者数の調整等により、司法試験合格率 70%程度を実現することを提言する。

2 司法試験合格者数

(1) 企業の弁護士採用数と採用意欲の上昇

企業の弁護士採用数は、2020 年まで一貫して上昇している。当協会の調査によると、2010 年に 428 人だった企業内弁護士数は、リーマンショック後の 2009 年から 2010 年にかけて一時的に純増数が 74 人と鈍化したものの、2010 年以降は再びコンスタントに増加を続け、2011 年には 587 人、2012 年には 771 人、2013 年には 953 人、2014 年には 1179 人、2015 年には 1442 人、2016 年には 1707 人、2017 年には 1931 人、2018 年には 2161 人、2019 年には 2418 人、2020 年には 2629 人、2021 年には 2820 人と、平均 200 人を超えるペースで増加を続けている¹。この間、採用企業数も 2010 年の 259 社から、2021 年の 1324 社へと 5.1 倍に増加している²。

¹ 日本組織内弁護士協会「企業内弁護士数の推移（2001 年～2021 年）」(<https://jila.jp/wp/wp-content/themes/jila/pdf/transition.pdf>)

² 日本組織内弁護士協会「企業内弁護士を多く抱える企業上位 20 社（2001 年～2021 年）」

また、企業内弁護士の割合は、2021年調査では全弁護士の6.5%に達し、60期代に限れば10.3%、70期代でも7.4%に達している。60期代、70期代では、弁護士経験年数が経過するにつれて、コンスタントに企業内弁護士数が増えており、例えば、企業内弁護士の割合が13.1%に達している66期では、登録直後の2014年調査では99人だったのが、2021年調査では229人にまで増加している。修習期ごとの経年変化を見ると、純増数は登録初年度が最も多く、その後登録から5年後くらいまで毎年大きく増加し、その後は登録15年目くらいまで緩やかに増加を続けるという傾向が見て取れる。

採用する企業側の調査においても、採用の増加傾向がはっきり見て取れる。経営法友会が、経営法友会会員企業、商事法務研究会会員企業および上場企業等を対象に5年に一度実施している「法務部門実態調査」によれば、弁護士を「是非採用したい」と回答した企業の割合は、2005年の「第9次法務部門実態調査」では1.3%に過ぎなかったのが³、2020年の第12次調査では、新型コロナ禍の2020年8月から12月にかけての調査にもかかわらず、経験弁護士を「是非採用したい」⁴が14.5%、未経験弁護士を「是非採用したい」が5.6%にまで増加している⁵。

また、第12次調査では、弁護士に支払う額の総額について、回答した企業の49.5%（729社中361社）が、5年前と比べて「増加している」と回答しており、「減少している」と回答した企業は7.4%に留まっている。

このように、最新のデータからは、企業のリーガルサービスに対する需要は、企業内弁護士の採用、外部法律事務所の起用、いずれの点でも拡大傾向にあることがわかる。

（2）法律事務所による弁護士採用の急増

こうした企業の需要の上昇を背景に、東京を中心とした企業法務を扱う法律事務所の採用が伸びている。中でも、大手のいわゆる5大事務所（西村あさひ法律事務所、アンダーソン・毛利・友常法律事務所、長島・大野・常松法律事務所、森・濱田松本法律事務所、TMI総合法律事務所）の新人弁護士採用がここ数年大きく伸びている。例えば、67期では弁護士登録者1532人のうち725人（47.3%）が東京三会に登録したが、このうち140人（9.1%）が5大事務所に就職していた。これに対し、6年後の73期では弁護士登録者1244人のうち776人（61.6%）が東京三会に登録し、このうち212人（17.0%）が5大事務所に就職している（図表1）。

<https://jila.jp/wp/wp-content/themes/jila/pdf/company.pdf>

³ 会社法務部「第九次」実態調査の分析報告（別冊NBL（No.113））

⁴ 第11次調査から、法実務経験者と未経験者を区別した設問となった。

⁵ 経営法友会「第12次法務部門実態調査」「中間報告」
<https://www.keieihoyukai.jp/article?articleId=14720622>

図表1 修習期別の全国・東京三会・5大事務所の新人弁護士登録数⁶

	67期	68期	69期	70期	71期	72期	73期
弁護士登録数	1532人	1408人	1472人	1324人	1257人	1256人	1244人
東京三会	725人 (47.3%)	708人 (50.3%)	746人 (50.7%)	737人 (55.7%)	716人 (56.5%)	718人 (57.2%)	776人 (61.6%)
5大事務所	140人 (9.1%)	154人 (10.3%)	156人 (10.6%)	188人 (14.2%)	194人 (15.3%)	214人 (17.0%)	212人 (17.0%)

東京三会合同就職説明会への参加法律事務所数・企業数も年々増えている。67期を対象として2013年10月に実施された説明会の採用側参加数は48事務所・35社であったのに対し、73期を対象とした2019年の説明会では111事務所・45社と大きく増加している(図表2)。なお、5大事務所は合同就職説明会には参加してしない。

また、採用が活発なのは新人弁護士だけではない。日弁連の「ひまわり求人求職ナビ」には、2021年8月10日現在で、法律事務所による司法修習生の求人情報が454件登録されているのに対し、経験弁護士の求人情報は510件登録されている⁷。

図表2 司法試験合格者数と東京三会合同就職説明会の参加状況の変化

司法試験			東京三会合同就職説明会			
試験年	期	合格者数	参加合格者	合格者参加率	参加事務所	参加企業
2013年	67期	2049人	941人	45.9%	48	35
2014年	68期	1810人	850人	47.0%	54	38
2015年	69期	1850人	724人	39.1%	61	34
2016年	70期	1583人	600人	37.9%	70	30
2017年	71期	1543人	538人	34.9%	93	36
2018年	72期	1525人	513人	33.6%	80	39
2019年	73期	1502人	518人	34.5%	111	45
2020年	74期	1450人	オンライン開催			

※東京三会合同就職説明会の「参加合格者」「参加事務所」「参加企業」は主催者調べ。

(3) 新人・若手弁護士の供給不足

これに対して、新人や若手弁護士の供給は目に見えて減っている。例えば、上でも触れた

⁶ ジュリナビ「73期司法修習終了者の就職状況調査」

(<https://www.jurinavi.com/market/shuushuusei/shinro/?id=262>)

⁷ 「ひまわり求人求職ナビ」(<https://www.bengoshikai.jp/kyujin/link.php>)

東京三合同就職説明会の参加合格者の数と参加率は、いずれも大きく減少傾向にある。67期では941人だった参加者が73期では518人にまで大幅に減少し、参加率も67期で45.9%だったのが73期では34.5%にまで減少している（図表2）。

また、登録初年度に次いで企業内弁護士の純増数が多い経験2年目から5年目程度の若手弁護士は、ほぼ合格者1500人世代（70期以降）となってきており、転職市場での供給が不足し始めている。

このことは、企業内弁護士数が2021年の調査では前年比191人の増加にとどまり、久々に200人を切ったこととも符合する。

（4）減員前の2000人程度の水準に戻す必要性

ここまで述べた通り、法律事務所や企業の需要に対して、弁護士の供給が不足していることは明らかである。

肌感覚としても、当会は例年、合同就職説明会に参加し、企業内弁護士に関する相談ブースを担当しているが、ここ数年、参加企業や参加事務所から、「目に見えて通路を歩いている合格者の数が減った」「合格者にブースを訪れてもらえない」「ブースを出しても採用につながらない」といった声が少なからず聞かれるようになった。

ここまで分析したとおり、このような状況に陥った原因は、弁護士需要の中長期的な増加傾向を正確に把握せず、リーマンショック後の一時的な弁護士需要の落ち込みなどを踏まえて弁護士供給数を減少させ続けた結果、需給バランスの崩壊を招いてしまったものである。この状況を改善するため、少なくとも、減員を開始した2013年当時の水準である2000人程度まで合格者数を戻すことが必要と考える。

（5）民事訴訟の新受件数の減少を理由に需要が減少しているとの指摘について

これに対して、民事訴訟の新受件数の減少を理由として、従来型の弁護士業務に対する需要が減少しているから、司法試験合格者数を更に減らすべきだとの指摘がある。

しかし、こうした指摘が根拠とする「新受件数」は、「過払金等事件」を含んだ数字であるところ、「過払金等事件」は、2006年1月の最高裁判決以降に生じた一過性の事象であり、弁護士の需要と司法試験合格者の数を検討する際に、「過払金等事件」を含んだ数字と比較することは適切ではない。

そして、裁判所が公表する「第8回迅速化検証結果」⁸を見ると、「過払金等事件を除いた場合、双方に訴訟代理人が選任された事件の割合は、長期的にみると増加しており、平成22年（40.1%）から平成26年（48.7%）まで増加し、その後は若干減少したが、平成30年（46.9%）は前回（46.5%）よりも若干増加した」とされている。実際、「過払金等事件」を

⁸ 裁判所「裁判の迅速化に係る検証結果の公表(第8回)について」

(https://www.courts.go.jp/toukei_siryou/siryu/hokoku_08_about/index.html)

除いて見た場合、双方に訴訟代理人が選任されている事件の割合は2010年（平成22年）以降増加傾向にあり、例えば、2010年（平成22年）と2018年（平成30年）を比較すると、この8年間で6.8%増加している。

このように、過払金等事件を除いた場合、むしろ緩やかではあるものの増加傾向にあるから、訴訟事件の減少を根拠に司法試験合格者を減らすべきであるとの指摘は当たらないものとする。

3 司法試験合格率

(1) 法曹志望者の減少とその原因

法曹志望者が減少の一途を辿っている。法曹の質と量を維持するためには、志望者を確保することが最も重要であることは論を俟たない。では、法曹志望者が減少している原因はどこにあるのか。

法務省と文部科学省が2019年11月から12月にかけて実施した「法学部に在籍する学生に対する法曹志望に関するアンケート調査結果」⁹によれば、「現在法曹等を志望・選択肢の1つとして考えている学生」の79.2%が法曹を志望することについて「不安や迷いを感じている」または「少し不安や迷いを感じている」と回答し、その理由の1位は「司法試験に合格できるか自分の能力に自信がない」であり、実に69.9%がそのように回答している。また、「過去に法曹等を志望・選択肢の1つとして考えていた学生」が「法曹等を断念した理由」としては、1位が「他の進路（例えば、国家公務員、民間企業や研究職等）に魅力を感じたから」で58.7%、2位が「司法試験に合格できるか自分の能力に自信がない」で52.6%となっている。

このように、現在も法曹等を進路の1つとして考えている学生、すでに法曹等を断念した学生、いずれについても、その過半数が「司法試験に合格できるかどうか自分の能力に自信がない」を不安要素や断念要素として挙げている。司法試験合格率は2013年以降20%台で推移し、アンケート調査が行われた2019年で33.6%、翌2020年で39.2%と上昇の兆しを見せているものの、未だ50%にも届いていない。結果として、法学部生にとって、「司法試験に合格できるかどうか」が、法科大学院に進学して法曹を目指すことの大きな障壁の1つとなってしまっているのである。また、同調査において「不安や迷い」の4位と「断念した理由」の6位は「大学卒業後法科大学院終了までの経済的な負担が大きい」となっている（それぞれ25.6%と24.6%）。

法学部の学生が法科大学院を修了するには、既修者コースでも法科大学院だけで総額200～300万円程度の学費と、2年間の時間を費やし、学部新卒採用の機会を失うという投資が必要である。そのような大きな人生の投資にも関わらず、法科大学院制度発足当初には入学

⁹ 法務省・文部科学省「法学部に在籍する学生に対する法曹志望に関するアンケート調査結果」
(<http://www.moj.go.jp/content/001332230.pdf>)

希望者が殺到したのは、司法制度改革審議会の意見書において「法科大学院では、その課程を修了した者のうち相当程度(例えば約7~8割)の者が後述する新司法試験に合格できる」と記載され、実際にそのような見通しが示されていたからと考えられる。

これに対して、期待されていた合格率が大幅に低下していることが、現在の不人気の最大の理由の1つであることは、上記調査結果から明らかである。

(2) 法曹志望者の減少の原因は弁護士の過剰供給や収入減にあるとの指摘について

これに対して、法曹志望者が減少している原因は司法試験合格者数の増加による弁護士の過剰供給や収入減にあるから、司法試験合格者数を減らすべきとの指摘がある。

しかし、上記法務省と文部科学省の調査結果によれば、「法曹等を選択肢の1つとして考えたこともない学生」のうち、「法曹等を志望しない理由」として、「司法試験に合格できても、就職できるか分からないから」を選択した者は6.6%、「司法試験に合格できても、就職後の収入面に不安を感じているから」を選択した者は6.5%に留まっている。同様に、「過去に法曹等を志望・選択肢の1つとして考えていた学生」のうち、「法曹等の志望を断念した理由」として「司法試験に合格できても、就職後の収入面に不安を感じたから」を選択した者は9.3%、「司法試験に合格できても、就職できるか分からないから」を選択した者は8.6%に留まっている。

このように、法務省と文部科学省の調査結果からは、法曹志望者が減少している主たる原因は、過剰供給や収入減に対する不安や不満ではないことが明らかである。

ほかに、過剰供給や収入源が法曹志望者減少の原因だとする立場から、その因果関係を裏付けるデータは示されておらず、かかる指摘は根拠を欠き、当たらないものとする。

(3) 「法曹コース」新設等の諸改革

令和元年に成立した法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を改正する法律により、一部の大学の法学部に「法曹コース」が設置され、法学部を3年で卒業して法科大学院に進学し、更に、卒業を待たずに大学院2年時に司法試験受験を可能とする制度が発足すると共に、政令により法科大学院の定員増が認可事項とされ、文部科学省告示により入学定員総数につき2,300人程度を上限とすることとされた¹⁰。

これらの改革により、大学入学から司法試験受験までの期間が2年間短縮され、また、法科大学院の入学定員と司法試験合格者数のギャップも縮まることから、法曹志望者に対する訴求力の回復のための改革として一定の評価をすることができる。しかし、まだ十分とは

¹⁰ 文部科学省「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を改正する法律案の概要」

(https://www.mext.go.jp/b_menu/houan/an/detail/_icsFiles/afieldfile/2019/03/12/1413769_01_1.pdf

)

言い難い。

入学定員総数が 2300 人で、司法試験合格者が 1500 人とする、仮に入学定員一杯まで学生が集まった場合、その学年は 800 人が不合格となって翌年の受験に回る事となる。3 年後には、2400 人が滞留し、それまでの滞留者や予備試験合格者を加味せずとも、合格率は 31.9%にまで下がる事となる。司法制度改革の際に適当とされた合格率 70%とはまだ大きく乖離がある。法科大学院制度を維持しつつ、法科大学院制度発足時のような魅力を取り戻すためには、当初想定 of 合格率 70%に可能な限り近づけていくことが必要と考える。

4 結語

以上の通り、法律事務所および企業の弁護士に対する需要が増加を続けているのに対し、司法試験合格者数が削減されている結果、弁護士の供給不足が深刻化している。加えて、未だ低位にとどまる司法試験合格率が、学部生の法科大学院離れの大きな要因の 1 つとなっている。

そこで、現在すでに進行している弁護士供給不足の解消と、法科大学院離れに歯止めをかけることで法曹界に優秀な人材を確保することを目的として、司法試験合格者数を少なくとも 2000 人程度の水準に戻すと共に、法科大学院定員や予備試験合格者数の調整等により、司法試験合格率 70%程度を実現することを提言する。

そして、その進捗と効果を見極めた上で、司法試験合格者数や合格率の更なる引き上げの適否、司法試験と予備試験の一本化、「法曹コース」を中心とした新制度の更なる見直しの要否なども併せて検討し、社会の弁護士需要に見合った供給の確保とその前提となる多様な法曹志望者の確保を実現していくべきである。

以上